

2018年9月12日

「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令(案)及びガイドライン(案)」に関する意見

京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳

1. 適格消費者団体・特定適格消費者団体について、現行の法及びガイドライン以上の新たな規制は不要と考えます。

消費者団体訴訟制度が導入されて11年、現在全国には19の適格消費者団体と3の特定適格消費者団体が認定され、制度発足以来、これらの団体は、事業者への申し入れや差止請求、事業者・消費者への啓発など、様々な活動によって消費者被害を防ぐための活動を展開し、一定の役割を果たしてきました。

そんな中、今回の内閣府令案及びガイドライン改訂案では「適格消費者団体と事業者の関わりについて」等の新たな規制が提案されました。適格消費者団体の運営については、現在の内閣府令及び貴庁ガイドライン等で規定されており、現行の運用において、いまだ不適切な訴権行使をしたとされるような事例もなく、現行のガイドラインは有効に機能していると認識しています。特に、特定事業者の影響力排除については、この制度の発足時に幅広く議論され、その結果、理事の割合制限や差止請求を理事会議決事項とするなど、制度そのものに特定事業者の影響力を排除するためのしくみが織り込まれており、今回の規制強化は、この制度の発展の妨げにしかありません。

内閣府令案及びガイドライン改訂案の「特定の事業者に依存することがないように留意する」における「特定の事業者」とは、全国の適格消費者団体の設立や運営に取り組んでいる生協を念頭に置いてのことと思われる。生協は事業活動をおこなう団体であると同時に消費者団体であり、消費者被害の問題解決を始めとする、暮らしを守る活動を前進させることを使命としています。従いまして事業者として不当に利益を追求することはなく、現行のガイドラインと照らし「特定の事業者」として問題があるとは認識しておりません。

以上の観点から、今回の改訂案については反対いたします。

2. 適格消費者団体・特定適格消費者団体への継続的な支援を求めます。

適格消費者団体・特定適格消費者団体では、消費者団体訴訟制度の発展、消費者問題の解決を目指す活動をすすめています。しかし、その活動を支える財政については、公的支援はほとんどなく、関係者や関係団体のボランティアに依拠した活動を余儀なくされています。「特定の事業者」に頼らず活動をすすめるためにも、改めて適格消費者団体・特定適格消費者団体が持続的に業務遂行ができるよう、財政を含めた継続的な支援を求めます。

以上